「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申 ~移行後のIP網のあるべき姿~(案)に対する 意見及びこれに対する考え方(案) 概要

(1) 意見募集の実施期間

平成29年1月25日(水)~平成29年2月23日(木)

(2)意見提出者

計43者

- 事業者等22者(NTT、NTT東日本・西日本、KDDI、ソフトバンク、東北インテリジェント通信、中部テレコミュニケーションズ(CTC)、ケイ・オプティコム、エネルギア・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、ジュピターテレコム、楽天コミュニケーションズ、ブラステル、ZIP Telecom、アイ・ピー・エス、エフエム東京、横浜エフエム放送、ニッポン放送、TBSラジオ)
- ・ 公的機関6者 (旭川市消防本部、さいたま市消防局、東京消防庁、平塚市消防本部、呉市消防局、直方 市消防本部)
- ・ 団体8者 (流通システム開発センター、JMITU通信産業本部、情報サービス産業協会、全国銀行協会、電子情報技術産業協会ECセンター(JEITA)、テレコムサービス協会、情報通信ネット ワーク産業協会、全国警備業協会)
- 個人7者

1. 基本的な考え方/2. IP網への移行の意義

1. 基本的な考え方

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見1-1	STNet	〇 今後の検討も、これまで同様に大手事業者等だけでなく中小事業者の意見も踏まえ、幅広く意見を取り入れ検討すべき。	〇 御指摘のように、事業者の規模によらず、その意見を 広く伺いながら、一次答申(案)のフォローアップ及び二次 答申に向けた審議を進めていく。
意見1-2	情報通信ネットワーク産業協会	○ IP網への移行に当たっては、IPの特性を活かした最新 の技術を用いて効率的なネットワークを構築することによ り、利用者に対して、安価で利便性の高いサービスを提供 すべき。	〇 御指摘のように、距離に依存しない低廉な電話サービスが利用可能となり、アクセス回線の光ブロードバンド化の進展と相まって高度で多様なサービスが可能というIP技術の特性を活かしたネットワークの構築が重要であり、これが効率的に利用されるための競争環境の整備とともに推進されることが重要。
意見1-9	KDDI	〇 今回の固定電話網のIP化が、基本的にNTT東日本・西日本の設備更改であることも踏まえれば、NTT東日本・西日本の負担で、PSTNで提供されているサービスや機能を継続することを前提に議論を進めるべきであり、 競争事業者にとっての公正競争条件が後退しないよう、厳格な措置を講ずるべき。	○ 固定電話のIP網への移行に当たっては、極力、利用者 利便を損なわず、また、公正競争条件を減退させることが ないようにするのみならず、むしろ現行ルールの運用や必 要な新しいルールの整備を通じて、公正な競争環境と利 用者利益の確保を図っていく必要がある。

2. IP網への移行の意義

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見2-1	ソフトバンク	〇 利用者利益の保護及び予見可能性確保の観点から、I P網移行に伴い終了するサービスに係る情報や、メタルIP 電話の提供時期等について積極的な情報開示が必要。	O IP網への移行については、設備やサービス提供に関する異同についてできるだけ予見可能性を持たせるように、 積極的な情報開示が必要である。
意見2-3	NTT、NTT東日 本·西日本	 ○ いかに固定電話を維持していくかが最も重要であり、できる限り利用者に負担を掛けないようメタルIP電話を実現していく必要がある。 ○ 無線等を含め様々な選択肢から最適な方法を検討すべきであり、光IP電話に全面的に移行させる必要はない。 ○ 当社としては、メタルIP電話の提供条件を今春には示す考え。(移行工程・スケジュールについても今春開示予定。) 	○ メタルIP電話が永続的なものではない以上、無線等を 含め様々な選択肢があるのであれば、その具体的な内容 が早急に明らかになることが必要であり、その中で、光IP 電話についても、その可能性やその得失に関し、より具体 的な展望を持つことができることが重要と考えられる。

3. 固定電話サービスの信頼性・品質、提供エリア、料金水準の確保

(1)信頼性・品質の確保(技術基準等)

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見3-1	さいたま市消防局、 東京消防庁、直方 市消防本部、旭川 市消防本部、呉市 消防本部、平塚市 消防本部	本・西日本は、追加的なコスト負担の回避、回線保留機能と同等又は類似の機能の維持、通報者端末への119表示等の対応を行うとともに、消防本部の指令台等の機器	<緊急通報の回線保留機能について> ○ メタルIP電話において緊急通報に関し具備する具体的な機能については、NTTは、緊急通報受理機関の要望を踏まえて、緊急通報利用者や被災者等の関係当事者への十分な対応が可能となるよう、協議を進めることが適当である。
意見3-2	NTT東日本·西日 本	 ○ 緊急通報受理機関から受けた要望等を踏まえて、IP網で緊急通報呼を実現する具体的な仕様について検討を進めていく。各市町村の消防本部等全国の各受理機関に対しても、より丁寧な対応に努めていく。 ○ IP網への移行とは直接関係しないが、御利用中の指令台については、それぞれの更改タイミングに合わせて、順次、光IP回線に対応した新たな指令台を導入いただきたい。 	 ○ 本審議会としては、その協議の進捗状況を随時確認しながら、必要に応じてNTTや関係機関からの意見聴取を行いつつ、フォローアップしていく。 ○ 御意見を踏まえ、これらの内容を一次答申(案)に追記する。 〈緊急通報の指令台について〉 ○ 将来的にはメタルアクセス回線やメタル収容装置が維持限界を迎えることに備えて、NTTにおいては、指令台におけるIP化や光回線への対応を進めることについて、緊急通報受理機関に対して十分に説明し協議を行うことが適当である。

3. 固定電話サービスの信頼性・品質、提供エリア、料金水準の確保

(2)「ユニバーサルサービス」への影響

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見3-15	KDDI, CTC	〇 メタルIP電話を現在の「アナログ電話」とユニバーサルサービスとして提供されるオプションとして位置付けることに賛同。	〇 一次答申(案)に賛成の御意見として承る。
意見3-16	NTT、NTT東日本·西日本	○ 将来のユニバーサルサービスの在り方については、今後の技術革新や市場環境の変化を踏まえた上で、ユニバーサルサービスとしての「音声通話」の在り方の議論を技術中立的かつ経済合理的な観点から行い、国民的なコンセンサスを得ながら慎重に進めていくことが必要。	○ 今後のユニバーサルサービスについては、引き続き論点を整理していくことが必要である。○ また、今後どういったサービスが最低限度のサービスとして利用者から求められるのか見極めていく必要がある。
意見3-20	KDDI、ソフトバ ンク	○ 今後のユニバーサルサービスの在り方について、どう いったサービスが最低限度のサービスとして利用者から 求められているかを見極めた上で、検討を進める必要が あることに賛同。	

(3)利用者料金規制の在り方

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見3-21	KDDI, CTC	〇 メタルIP電話について、特定電気通信役務として位置付け、現行の加入電話と同等の利用者料金規制を課すことは適当。	〇 一次答申(案)で述べたとおり、メタルIP電話については、特定電気通信役務として位置付けることが適当と考えられる。
		〇 光IP電話も特定電気通信役務として位置付け利用者 料金規制の対象とすべき。	〇 光IP電話やブロードバンドサービスについては、利用者 の数、範囲等からみた利用者利益の影響を踏まえつつ、
意見3-24	NTT、NTT東 日本・西日本、 ケイ・オプティ コム、九州通 信ネットワーク	○ FTTHサービスは、競争環境の維持・促進が図られていること等から、光IP電話やブロードバンドサービスに対してプライスキャップ規制を課すことは適切ではない。	特定電気通信役務の対象として位置付け、プライスキャッ プ規制を課す必要があるか、総務省において検討することが必要である。

考え方(案:概要)

○ 本件ルールの検討に当たっては、利用者の便益の確

保のためのルールの実効性とその柔軟性との双方に配

(1)INSネット(ディジタル通信モード)の終了に伴う対応

主な意見(概要)

意見4-6	TBSラジオ、横浜 エフエム、JEITA、 ニッポン放送	○ INSネット(ディジタル通信モード)の終了に伴う対応に ついて、答申(案)に賛同。	〇 一次答申(案)に賛成の御意見として承る。	
意見4-8	全銀協	○ 補完策の検証結果の公表をはじめとするNTTの取組 進捗について、利用者保護WGを開催し、NTTの報告や 各業界団体等の意見聴取を踏まえて十分議論した上で、 サービス終了時期・移行スケジュールの決定を希望。	○ NTTは、補完策について、2016年9月以降の検証の結果を踏まえ提供開始を決定した旨、補完策の提供開始時期及びINSネット(ディジタル通信モード)の終了時期について、補完策の料金・提供条件と併せて「2017年4月以降早期に」示す考え等を公表。一次答申(案)にはその旨を追記する。 ○ 一次答申(案)には、NTTにおける対応の留意点として、「各利用業界との調整・連携予定等を含むより具体的なスケジュールの早期公表を行うこと」等を掲げており、NTTはこれらの点について丁寧な対応を行う必要がある。 ○ NTTによる取組の進捗状況については、今後も電話網移行円滑化委員会・「利用者保護WG」において随時確認していくことが適当である。	
			していてには過せてめる。	
(2)ルー	(2)ルール化の対象・内容			

	意見提出者	主な意見(概要)	考え万(案:概要)
意見4-21	TBSラジオ、横浜 エフエム、ニッポン 放送、JEITA	〇 他の事業者によって十分に提供されないような電気通信サービスを終了しようとする場合のルール化について、答申(案)に賛同。	〇 サービス終了に係る一次答申(案)で提言するルール の整備が実現した後は、そのルール整備の趣旨に則り、 利用者の利便性を確保する見地からのルール運用がなさ れることが必要である。

○ 本件ルールの検討に当たっては、接続事業者における 意見4-24 KDDI、ソフトバン ○ 他事業者の対応についてルール化することに賛同。第 ク 一種指定電気通信設備に係る接続機能の終了について 対応準備期間が十分確保されるような配慮がなされる必

要がある。

慮がなされる必要がある。

○ ルール化の対象は、利用者への影響が大きく代替サー

スの確保も事業者が柔軟に対応できるよう希望。

ビスが十分に提供されていないものに限定し、代替サービ

は、十分な周知期間の確保を要望。

意見4-25 NTT東日本·西日 本

意見提出者

(2)NGNの競争環境整備

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見5-17	KDDI	○ NTT東日本・西日本が積極的に事業者に対して情報開示を行うことは当然として、それに加えて、ルータやSIPサーバ等の設備についても「網機能提供計画」の届出対象に追加することが必要。	〇 一次答申(案)に賛成の御意見として承る。
		〇 利用者保護の観点から、第一種指定電気通信設備の機能を廃止する際には、接続事業者の対応期間を十分に確保することは当然として、それに加えて、機能を廃止する計画の「網機能提供計画」の届出対象への追加も必要。	
意見5-18	NTT東日本·西日本	○ NTT東日本・西日本としては、接続事業者が当社利用部門と同様のサービスをNGNと接続して実現するために必要となる情報を開示してきた。 ○ 厳しい規制を、変化が激しく競争や技術革新が進展しているIP系サービス市場にまで広げた場合、競争環境を歪め利用者利便を損ないかねないため、ルータ・SIPサーバ等の設備を「網機能提供計画」の届出対象とすべきではない。 ○ なお、PSTNからIP網への移行後は、NGNを含む各社のIP網は原則二者間の直接接続となるため、NGNの情報開示だけを推し進めるのではなく、接続事業者も含め相互に情報提供を進めていくことが重要。	 ○ 一次答申(案)に示したとおり、ルータ、SIPサーバ等の設備は、今後、IPーIP接続への円滑な移行に向けて、様々な改造等が加えられることが想定されるが、この場合、他の事業者においても仕様の変更、新たな機能を使用することの検討及び接続のために必要な機器の開発を行う必要がある。 ○ ルータ、SIPサーバ等の設備についても「網機能提供計画」の届出対象に追加する趣旨は、接続約款が定まってからこの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当ではないとの考え方に基づくものである。 ○ ルータ等の設備の開発ペースは速く、ルータ、SIPサーバ等の設備の機能のうち、どのような機能の変更又は追加に関する計画を対象にするか、また、総務大臣への届出の期限をどのように設定するかについては、総務省において十分に制度の柔軟性についても配意して検討することが適当である。

(2)NGNの競争環境整備(続き)

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見5-21	KDDI	O PSTNがIP網に移行した後の接続料の算定方法等の 在り方については、移行後の接続構成を明確にした上で、 これまでの接続料の算定方法に係るルール導入の経緯も 踏まえて総務省において検討を進めることが適当。	〇 移行期間中のメタルIP電話の接続料の算定方法、移行後の光IP電話とメタルIP電話の接続料の算定方法等のIPーIP接続の接続料算定の在り方については総務省において検討することが必要である。
		〇 なお、PSTNの接続料については、IP網への移行期間中も含めて引き続きLRICモデルを適用することを前提に検討を進めるべき。	〇 その際、移行期間中のPSTNに係る接続料算定の在り 方についても検討が必要である。
		〇 また、NGNとのIP-IP接続を先に行う事業者と後で行う事業者、又は、PSTNからIP網への移行を先に行う事業者と後で行う事業者との間で、接続料負担等における不公平な取り扱いが生じないよう検討が必要。	〇 その検討に当たって、接続料算定にLRICモデルを適用する場合には、引き続き、接続料原価における非効率性の排除を図り、接続料算定の対象とするサービスや機能の範囲についても整理することが必要である。
			〇 これらを検討する際には、PSTNからIP網への移行を 先に行う事業者と後で行う事業者との間で、接続料の負 担において不公平が生じないように配慮する必要がある。
意見5-22	NTT東日本·西日 本	O IP網への移行後は、NGNを含む各社のIP網は原則二者間の直接接続となることから、NGNの接続料にのみ規制を課す必要はない。	〇 今後、NGNの重要性・基幹的役割が一層強まると考えられるため、こうした状況に即した競争環境の確保を図っていく必要がある。
		O IP網への移行後の接続料については、基本的に発着 二者間の事業者協議で取り決めることとし、万が一問題 が生じた場合には事後的に対応するルールへ見直すべき。	〇 長期増分費用方式は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の非効率性の排除を図り、接続料の低廉化、接続料算定の透明性や公正性の確保に寄与してきたものである。
		○ IP網への移行後は、NTT東日本・西日本のみに過度な 負担を強いる長期増分費用方式については、IP網への移 行後の「固定電話(メタルIP電話)」においても光IP電話に おいても、採用すべきでない。	O IP網への移行の段階を踏まえた接続制度に関して、光I P電話とメタルIP電話の接続料の算定方法等のIP-IP接 続の接続料算定の在り方や移行期間中のPSTNに係る 接続料算定の在り方について、円滑な接続を確保する見 地から、総務省において検討することが必要である。

(3)「電話を繋ぐ機能」の在り方

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見5-31	KDDI、STNet、東 北インテリジェント 通信、ケイ・オプ ティコム、九州通 信ネットワーク	〇「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する通信施設や通信設備(L2スイッチ等)については、NTT東日本・西日本により維持・管理・運用が行われるべき。 〇 これらの通信施設や通信設備の提供条件は、NTT東日本・西日本による自主的運用に委ねるのではなく法規制等の対象として、適正性・公平性・透明性等を確保すべき。	○ NTT東日本・西日本においては、「繋ぐ機能POIビル」内において必要となる通信設備の設置、コロケーション・スペースや電力設備等の提供、預かり保守等について、他事業者からの要望に対して現行の接続ルールに則した対応が求められる。 ○ 「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備(L2スイッチ等)の扱いに関しては、現行の接続ルールを踏まえて、総務省に
意見5-34	ZIP Telecom、ア イ・ピー・エス、ソ フトバンク、	○ IP網への移行後も第一種指定電気通信設備である PSTNで「ハブ機能」を担ってきたNTT東日本・西日本の役割が終わるものではない。 ○ 接続事業者がNTT東日本・西日本が設置する第一種指定電気通信設備であるルータに接続することにより、接続事業者間のトラヒック交換を実現するためのアンバンドルについても議論が必要。	おいて事業者間協議を促進することが適当である。 O PSTNの「ハブ機能」に代わり、IP網への移行後において、二者間のSIPサーバ連携により実施するIP-IP接続の具体的な機能については、接続請求事業者が請求している機能について、その技術的可否が検討されることが基本であり、こうした見地から納得感のある協議が行われることが望まれる。
意見5-36	NTT東日本·西日 本	○ 「繋ぐ機能POIビル」内における通信設備について、事業者から要望があった場合には、建設請負/保守受託といった、要望事業者の撤退等により当社が未回収リスクを負うことがないよう、その設置に係る費用を要望事業者が最初に全額負担する方法により対応していく考え。	

(4)NGNの県間伝送路の役割

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見5-37	KDDI、ソフトバンク、楽天コミュニケーションズ、テレコムサービス協会 NTT東日本・西日本	 O NGNの県間伝送路を第一種指定電気通信設備に指定すべき。 O IP網への移行後は、NGNを含む各社のIP網は、お互いに対等な関係でネットワークを繋ぎ合い接続料を相互にませいるう関係になるため、NTT専口本・再口本の原理 	O IP網同士の接続を前提とした「電話を繋ぐ機能」を介した接続では、POIの設置場所が集約・制限されると、今後は競争事業者の利用者と現在の固定電話サービスにおいて相当規模のシェアを占めるNTT東日本・西日本の利用者との間での通話の疎通においてNGNの県間伝送路を経由することになり、他事業者の依存性が強まることが考えられる。
		支払い合う関係となるため、NTT東日本・西日本の県間 伝送路にのみ非対称規制を課す理由はない。	○ NGNの県間伝送路及びそれと一体として利用される県間中継ルータについて適切な規律を課すことにより、NTT東日本・西日本が活用業務で利用する当該設備と競争事業者が接続するに当たっての料金その他の提供条件に係る適正性・公平性・透明性を確保し、公正な競争の確保を通じて、利用者利益の確保を図ることが適当である。

6. IP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直し

(1)固定電話の「番号 ポータビリティ」の扱い

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見6-1	ソフトバンク、東北 インテリジェント 信、テレコム楽スン にス協会、ショント ミュニケーネット ワーク、STNet、N TT東日本	○ 双方向番号ポータビリティの導入については、最小限の追加コストで、事業者や利用者に過度な費用負担がかからない技術、運用方式で実現すべき。中小事業者に過度な負担とならないよう、番号データベースを共用する等負担軽減について検討すべき。一部の小規模な事業者には現実的な対応も必要。事業者の参入・撤退の場合にも対応した制度・仕組みも検討が必要。	 ○ 固定系IP電話の「双方向番号ポータビリティ」を早期に導入することが必要であり、固定系IP電話の「番号ポータビリティ」は、メタルIP電話の導入時に開始されている必要がある。 ○ また、事業者間においては、「双方向番号ポータビリティ」の導入に間に合うよう、実現に係る費用、中小事業者の負担の在り方を含めた費用負担の在り方、運用方法、データベースの扱い、及び適用するルーティング機能等についての詳細検討を早期に行い、本審議会での審議に合わせて一定の取りまとめを行う必要がある。 ○ 総務省においては、速やかな事業者間協議を促すことが必要であり、本審議会としては、その進捗状況を随時確認しながら、「双方向番号ポータビリティ」の実現に必要な制度的な課題も含めて、二次答申に向けて検討・整理を図っていく。
意見6-4	CTC、ソフトバン ク、KDDI	○ まずは「事業者間意識合わせの場」等において、ロケーションポータビリティに関する運用面の課題等について整理を進めていくべき。「事業者間意識合わせの場」等の整理結果を踏まえて、「ロケーションポータビリティ」の範囲を電気通信番号規則に基づく番号区画に拡大すべき。	○ 固定系IP電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入を 前提として、「ロケーションポータビリティ」の拡大について は、総務省において事業者間協議を促しつつ、その進捗 状況を踏まえて今後検討を行っていく必要がある。
意見6-5	ソフトバンク	〇 固定系IP電話の双方向番号ポータビリティのみではなく、0120番号(着信課金用番号)の事業者間における公平利用についても検討すべき。	○ 御意見も踏まえつつ、IP網における番号資源の有効かつ適正な利用に向けた課題についても、利用者利益の確保の観点を踏まえ、二次答申に向けて検討・整理を図っていく。

6. IP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直し

(2)マイライン機能・中継選択機能等の扱い

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見6-7	楽天コミュニケー ションズ、KDDI、 ソフトバンク	○ マイラインは競争事業者の重要な顧客基盤(タッチポイント)となっており、NTTがマイラインの代替措置として提案している「メタルIP電話の通話サービス卸」は契約変更や新たな手続を伴い利用者に多大な負担がかかることから、マイライン機能を継続すべき。 ○ そのため、マイライン機能の継続に係るコストを早期に明示すべき。	○ IP網への移行後においても、マイライン機能が果たしてきた「競争基盤の提供」や「事業者選択可能性」といった役割を今後も維持していくことは重要である。 ○ メタルIP電話に関しては、各事業者からマイラインの顧客基盤(タッチポイント)を確保する等の観点からマイラインの継続やマイライン代替機能についての提案がなされており、これについての事業者間協議を速やかに進める必要がある。
意見6-9	NTT、NTT東日 本·西日本	 ○ マイライン機能を維持することは利用者の混乱を招くことになる上、追加コストが必要となることから、IP網への移行と同時に廃止せざるを得ない。 ○ 事業者が顧客接点を維持したい、あるいは利用者が事業者を選択したいといったニーズに対しては、「メタルIP電話の通話サービス卸」により対応することが最適。 	 ○ 総務省においては、速やかな事業者間協議を促す必要があり、本審議会としては、その進捗状況を随時確認しながら、利用者保護の観点も踏まえ、二次答申に向けて整理を図っていく。 ○ 光IP電話に関しては、「競争基盤の提供」や「事業者選択可能性」を確保する手法として、一次答申(案)に示した2案※について、事業者間協議の進捗状況を随時確認しながら、国際電話の扱いも含めて、どのように実効性を確保していくか、今後検討を進める必要がある。 ※「番号ポータビリティとNGNの優先パケット識別機能等のアンバンドルを利用することによりダイヤル桁数を変えずに品質保証型の0AB~JIP電話サービスを提供する案」と「光IP電話(NGN)にマイライン機能を実装する案」
意見6-8	九州通信ネット ワーク	○ マイライン代替機能の提供に当たっては、適正性・公平性・透明性が確保されるよう、制度的な担保を希望。	○ 御指摘のとおり、本件についての検討に当たっては、そ の公正で適正な運用が透明な環境で実現されるような制 度的対応が検討される必要がある。
意見6-12	ソフトバンク、KD DI、楽天コミュニ ケーションズ	O NTT東日本・西日本のメタルIP電話・光IP電話(ひかり電話)は、加入電話の主な移行先サービスであり公共的なサービスとしてその重要性が増していくこと、着信課金や第三者課金等の付加サービスによる利用者利便から、「中継選択機能」を継続して導入すべきであり、OOXY/OABOルーティング機能を加入電話と同様に「基本的な接続機能」と整理すべき。	 ○ 中継選択機能が果たしてきた「競争基盤の提供」や「事業者選択可能性」といった役割を今後も維持していくことは重要である。 ○ OOXY番号/OABO番号を用いた機能・サービスの扱いについては、答申(案)に示した考え方に基づき、事業者間協議を進めることが必要である。

6. IP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直し

(3)固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定について

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見6-20	NTTドコモ、ソフト バンク	○ 利用者料金設定権は事業者間の協議において決定されるべきものという原則を明確化した点について賛同。利用者へのわかりやすい周知、真摯な協議を実施していく。	〇 一次答申(案)に賛成の御意見として承る。
意見6-21	KDDI	 ○ 設定料金を利用者にわかりやすく周知すべく努力し、利用者料金設定の在り方について事業者間の協議に真摯に応じる。 ○ なお、固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定に関して裁定制度が利用された際に公表された方針では「発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合には、これまでどおり携帯電話事業者の料金設定とすること」と結論付けている。 	 ○ 一次答申(案)においては、設定料金を利用者にわかりやすく周知する努力を行う必要があることから、当面の取組として、総務省に対し、携帯電話事業者への意識喚起を行うことを提言している。 ○ サービスの提供をどの事業者から受けるかは利用者が選択するものであることから、料金の設定を行う事業者も利用者が選択できる形となっていることが望ましく、総務省の過去の裁定方針においても同様の考え方が示されている。 ○ したがって、利用者料金の設定に係る事業者間協議は、そうした点も考慮して行われることが望ましい。
意見6-22	NTT東日本·西日 本	〇「着信側の携帯電話事業者が利用者料金を下げるインセンティブが全くなく、競争が働く余地がないため、発信側事業者が料金設定権を持つように議論を進めるべき」とする委員会での指摘や過去の裁定方針に示された考え方等を十分考慮しながら事業者間協議がなされることが望ましいとした答申(案)に賛同。	〇 一次答申(案)に賛成の御意見として承る。

7. アクセス回線におけるサービスの競争環境整備

(1) 光回線への移行促進及び公正競争環境の整備に向けた取組

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見7一6	KDDI	○ アクセス回線の円滑な移行に向けた競争環境を整備するためには、加入光ファイバに係る接続料の一層の低廉化が必要。	○ 接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして第一種指定電気通信設備接続料規則で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること(電気通信事業法第33条第4項第2号)が求められる。 ○ 不可欠設備について、そのような考え方で適正に算定された加入光ファイバに係る接続料の一層の低廉化が進むことは、FTTH市場における競争の推進に資するものである。
意見7-8	ソフトバンク	○ NTT東日本・西日本がメタル回線の撤去時期等の情報 提供を原則4年前に実施する「4年前ルール」について、メ タル回線を撤去し新サービスへ切り替えるための期間は ボリュームに依存するため、NTT東日本・西日本の撤去 計画については、4年前にかかわらず、可能な限り速やか に開示することを要望。	○「4年前ルール」については、DSL事業者、直収電話事業者、これらのサービスの利用者の予見性を高める観点から導入されることが適当であるが、実際の運用に当たっては、4年前にかかわらず、可能な限り早期にNTT東日本・西日本から接続事業者に対して情報提供されることが望ましい。

7. アクセス回線におけるサービスの競争環境整備

(2)接続料と利用者料金との関係についての検証(スタックテスト)

	意見提出者	主な意見	考え方(案)
意見7-9	ソフトバンク	○ スタックテストが満たされなかった場合の具体的な対応 について早急に明確にするために、ガイドラインの見直し を実施することに賛同。また、適正性や透明性確保の観 点から、接続料に関する費用や報酬等の情報を、事業者 にもより詳細に開示することを要望。	○ 答申(案)に賛成の御意見として承る。 ○ 総務省においては、現在の「接続料と利用者料金との 関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン (2012年7月)」の見直しについて検討することが適当であ る。
意見7-10	NTT東日本·西日 本	○ 需要の減少により競争フェーズから維持フェーズに移行している固定電話をスタックテストの対象から除外することを含め、別途スタックテストを検討する場において議論されるべき。	〇 総務省においては、現在の「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン(2012年7月)」の見直しについて検討することが適当である。
意見7-12	KDDI	○ 加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)の接続料についてスタックテストを実施する際には、予測需要に基づく収容率を適切に用いることが必要。	○ 答申(案)に賛成の御意見として承る。○ 加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)に係る接続料のスタックテストの実施については、予測需要に基づく収容率を適切に用いることが求められる。

(3)FTTH市場における競争状況の分析・検証

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見7-15	ソフトバンク、KD DI	O NTT東日本・西日本の光サービス卸の料金その他の提供条件は約款化されておらず、透明性は十分担保されていない。光アクセス回線の重要性が更に増していくことを踏まえ、NTT東日本・西日本の卸役務の提供条件の約款化・接続メニュー化等を検討すべき。	O NTT東日本・西日本が提供する光サービス卸については、電気通信事業法において、料金その他の提供条件等の事後届出を義務付け、届出内容を総務大臣が整理した上で公表することとしており、これにより、公平性、適正性、透明性を確保することとしてきているが、本制度により所期の目的が達成されるかを含め、総務省においては、制度運用の中で検証していく必要がある。

7. アクセス回線におけるサービスの競争環境整備

(4)無電柱化に伴うメタルアクセス回線の撤去について

	意見提出者	主な意見	考え方(案)
意見7-17	стс	O NTT東日本・西日本はメタルケーブルの再敷設が難しい場合の具体的なアクセス回線の提供形態等の詳細を早期に提示する必要がある。	○ 無電柱化に伴い、NTTが希望を表明している「メタルケーブルを再敷設せず光や無線を使って提供する」電気通信サービスの可否についての考え方は、一次答申(案)に示したとおりである。
		○ また、アクセス回線を提供するために必要な引き込み 管路整備等、事業者側で必要な対応についての議論が 必要になる。	○ メタルIP電話が永続的なものではない以上、無線等を 含め様々な選択肢があるのであれば、その具体的な内容 が早急に明らかになることが必要である。
意見7-18	NTT東日本· 西日本	○ メタルケーブルを再敷設することが非効率となる場合、 様々な選択肢から最適な方法を選択可能とするよう検討 を加速し、できる限り効率的に音声サービスを提供できる ようにしていくべきと考える。	〇 まずはNTTにおいて、御意見のような考え方も考慮しつの、当該サービスの具体的な提供方法等について、検討を進めることが望ましい。